

第1回 福岡市立背振少年自然の家等に係る指定管理者選定・評価委員会 議事要旨

日 時： 令和4年6月9日（木） 13：30～14：50

場 所： 福岡市役所 1503 会議室

参加者： 委 員 5 名

事務局 3 名（こども未来局こども部こども発達支援課）

1 開会

2 自己紹介

3 委員長及び副委員長の選出

4 議題

(1) 会議の公開・非公開について

事務局： 資料1 説明

(2) 募集及び選定のスケジュールについて

事務局： 資料2 説明

委 員： 募集の周知はどのような方法で行うのか。

事務局： 市政だよりや市ホームページへの掲載を予定している。また、九州 PPP センターのホームページにて募集情報について掲載等を依頼する予定である。

委 員： 広く周知してもらいたい。

(3) 募集要項等について

事務局： 資料3～5 説明

委 員： 利用料金について、減免制度はあるか。

事務局： 減免基準を定めており、現在は、学校教育法に定める学校が使用するときや、心身障がい者が利用するとき等を減免対象としている。

委 員： 給食業務があると思うが、その料金は指定管理者が定めることができるのか。

事務局： 食事の提供に伴う実費相当分の費用を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。ただし、金額については、利用者が利用しやすい額となるよう配慮して設定したうえで、事前に市の承認を得ることとしている。

委 員： 備品・修繕費について、指定管理者が行う修繕の実施状況について、市はどのようにチェックを行うのか。

事務局： 修繕については、基本的に事前に市の承認を得ることとしている。

委 員： 自主事業はどのようなものか。現指定管理者は実施しているのか。

事務局： 現指定管理者は自主事業として自動販売機の設置を行っている。それ以外

の自主事業はない。

自主事業は、指定管理者の責任において自主的に企画・実施することができる。ただし、サービスの向上に寄与すると市が判断したもので、市の事前承認が必要である。

委員： 評価項目の「地場中小企業の活性化」について、地場企業であるかどうかはどのように判断するのか。

事務局： 福岡市に主たる事業所を有しているかどうかで判断する。

委員： 中小企業であるかどうかはどのように判断するのか。

事務局： 資本金の額、または出資の総額、常時使用する従業員の数等により判断する。「地場中小企業の活性化」の項目や募集要項に定める機関に福岡市の競争入札参加停止措置を受けた団体を減点することなどは、全市的な方針に基づき、今回新たに設定したものである。

5 その他（事務連絡）

6 閉会